柔道整復師 集団指導

厚生労働省 関東信越厚生局

指導の目的

柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)

公益社団法人日本柔道整復師会の会員は、別添1「協定書」 公益社団法人日本柔道整復師会の会員以外は、

別添2「受領委任の取扱規程」



- 通知の理解
- 療養費の受領委任の取扱い及び療養費の請求 事務等に関して質的向上及び適正化を図る

本日の説明内容

- ・ [1]健康保険制度の概要
- ・ [2]療養費制度の概要
- [3]柔道整復施術療養費
- ・ [4] 受領委任の留意事項等
- ・ [5]療養費算定基準額等の改定等
- ・ [6] 受領委任の取扱い関係
- [7]施術管理者になるための要件
- [8]指導、監査

[1]健康保険制度の概要

公的医療保険制度の分類

- ○被用者保険
 - 全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、船員保険 サラリーマンや公務員など雇用されている方が加入
- ○地域保険
 - 国民健康保険、後期高齢者医療保険制度(広域連合) 自営業者や会社を退職し年金等で生計を維持されて いる方が加入
- ○その他

生活保護(医療扶助)、障害者総合支援(自立支援医療)、自治体単独の医療給付事業(障害者、乳幼児、ひとり親)

わが国の医療保険制度の特徴

国民皆保険制度

• 原則として、すべての国民が何ら かの公的医療保険制度に加入

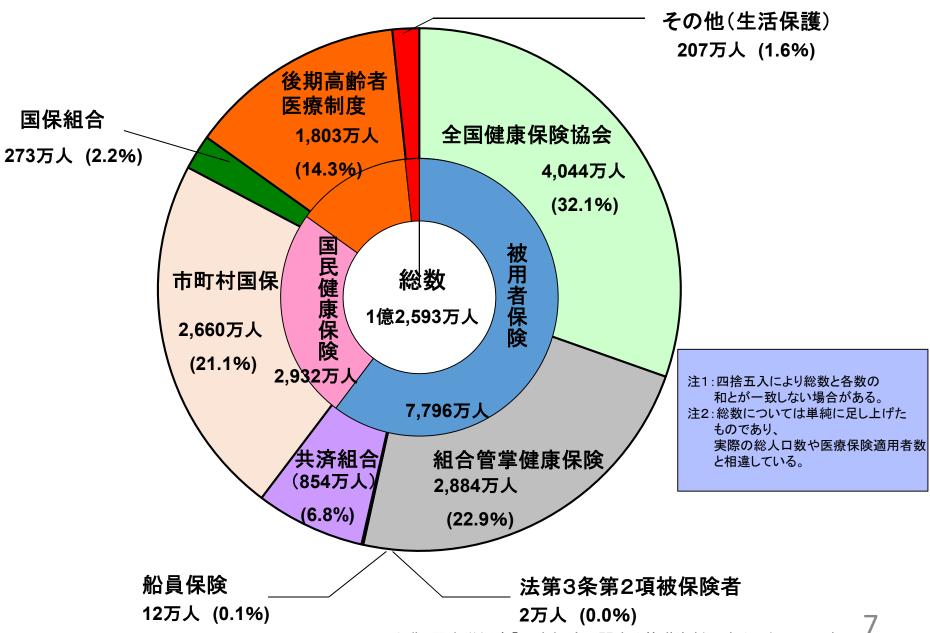
現物給付制度

・保険医療機関で医療行為(現物) を提供するという考え方

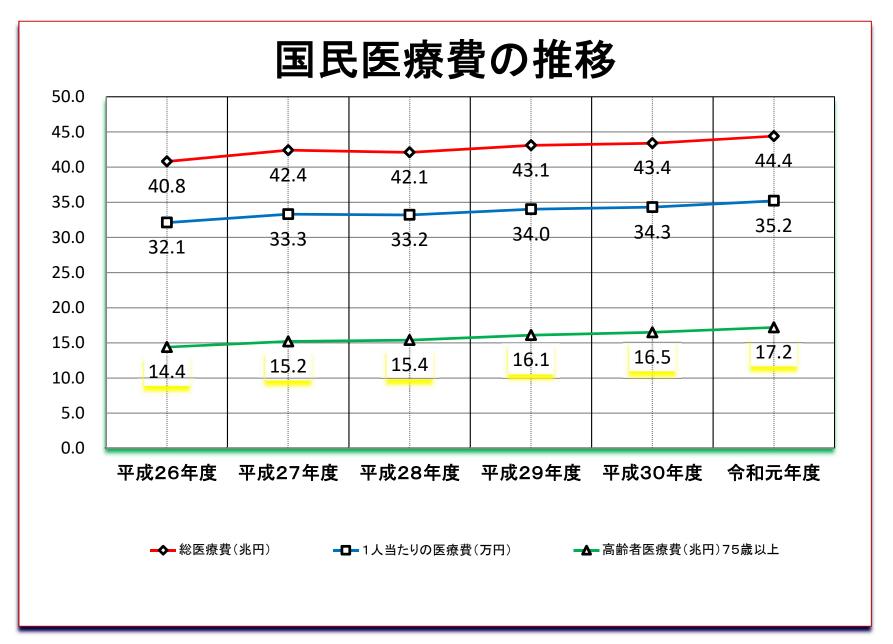
フリーアクセス

●患者自らの意思により、自由に 医療機関を選ぶことが可能

医療保障適用人口(令和元年度末時点)



出典:厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」(令和4年1月公表)



[2]療養費制度の概要

療養費とは?

○療養の給付(現物給付)

被保険者が保険医療機関に対し被保険者証を提示し、一部負担金を支払うことで医療を受けることができるもの

○療養費(**現金給付**)

被保険者が受けた医療に対して支払った負担について保険者に申請することにより、保険診療の範囲内で受けることができるもの

療養費とは?

〇 療養費の支給要件

療養の給付、入院時食事療養費・入院時 生活療養費の支給または保険外併用療養費 の支給が困難であると認めたとき

保険医療機関及び保険薬局以外の医療機関、薬局及びその他の者から診療や薬剤の支給及び手当を受けたことを保険者がやむを得ないと認めたとき

〇 療養費の支給要件(具体例)

保険医療機関がないか又は利用できない場合

治療用装具

生 血

はり師、きゅう師 あん摩マッサージ指圧師による施術

柔道整復師による施術

〇 療養費の額の算定

【原則】

療養費の額は、診療報酬の算定方法(令和4年厚生労働省告示第54号)で定められた診療報酬点数表に基づき算定する。



保険者が決定する。

【柔道整復の場合】

療養費の額は、厚生労働省通知に基づき算定する。原則同様、療養費の支給決定は保険者が行う。



※ 請求できる金額は厚生労働省通知に基づき、診療報酬点数表とは別に定められている。

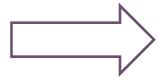
[3]柔道整復施術療養費

療養費の支給対象

○ 柔道整復施術療養費の対象となるものは、外傷性が明らかな次のも のです。

骨折

脱臼



応急手当を除き、施術に対する担当医師の同意が必要

打撲

捻挫



施術に対する担 当医師の同意 は**不要**

※ 内科的原因による疾患、単なる肩こり、筋肉疲労、柔道整復の治療を完了して単にあんま(指圧及びマッサージを含む。)のみの治療を必要とするもの、入院中の患者に対する施術

柔道整復施術療養費の支給対象外です!

「医療保険(療養費)」を使えるのはどんなとき

〇外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉ばなれを含む。)の施術を行った場合に、柔道整復師の施術に係る療養費の対象になります。

施術を行うときの注意

〇単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は療養費の対象になりません。このような症状で施術を行った場合は、全額患者の自己負担になります。

〇療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復師の施術については、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。

届出を行って受領委任が認められた施術所の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように患者が自己負担分のみ支払うことにより施術を行うことができます。

〇柔道整復師が被保険者に代わって療養費の請求を行うため、柔道整復施術療養 費支給申請書に患者の自筆により被保険者の氏名等の記入を受ける必要がありま す。

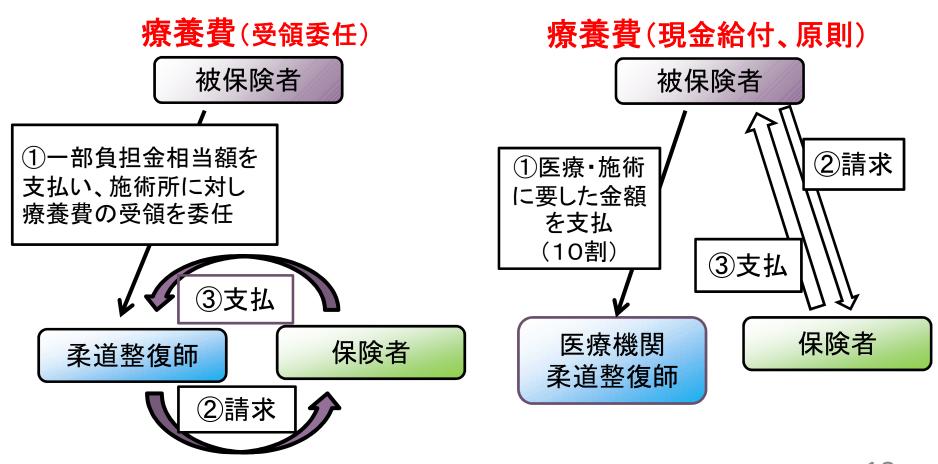
〇保険医療機関(病院・診療所)で同じ負傷等の治療中の患者に対し、施術を行って も療養費の対象になりません。

療養費の支給対象

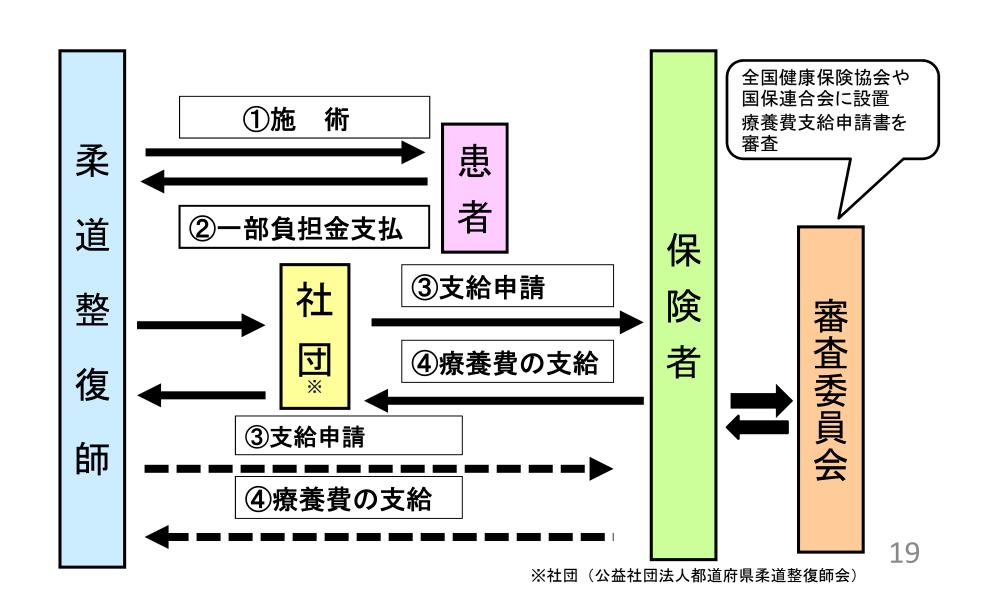
- 次の点にも留意する必要があります。
 - 〇 骨折、脱臼、打撲及び捻挫に対する施術料は、膏薬、湿布薬等を使用した場合の薬剤料、材料代等を含むものであること。
 - 患者の希望により後療において新しい包帯を使用した場合は、療養費の支給対象とならないので、患者の負担とするもやむを得ないものであること。なお、その際、患者が当該材料の使用を希望する旨の申出書を患者から徴するとともに、徴収額を施術録に記載しておくこと。
 - 柔道整復師宅に滞在して手当てを受けた場合に要した食費、寝具費、室代等は支給対象としないこと。

療養費の受領委任

○ 柔道整復施術療養費については、特に受領委任が制度化されていることにより、実質的に療養の給付(現物給付)と同様の取扱いとなっています。



受領委任払い(柔整)の概略



労務不能に関する意見

日 日間

この施術録は施術完結の日から5年間保管のこと

意見書に記入した労務不能期間

摘

意見書交付

年 月 日

要

負 傷 名

施術録の記載整 備事項について 参考様式(表面)

(令和4年10月1日以降の施術分から適用)

参考様式(裏面)

初榜料 時間日 復 時間日 復 時期 日 後 日 高 短 探料 全 集訓 整 後 手 再 接 教 主 工 動 後 後 報 明知書発行 売製法料 温電法料 後瘶料 電療料 整復・超振等の距析経過所見 体制加算 負 担 全 合計 合計 湖北 自 年 月 日 請求 回数 金額 101111 至 年 月 日 全額 合計 -158 請求 期間 至 年 月 日 回数 全額 余额 습위 -233 請求 回数 回金额 期間至年月日 企额 請求年月日① B Ħ H 丽 奴 年 月 日① 月 H ge. 月 日 ③ 年

施術録の記載

●協定書、規程 第3章22 (施術録の記載)

開設者及び施術管理者は、受領委任に係る施術に関する施術録をその他の 施術録と区別して整理し、施術管理者及び勤務する柔道整復師が患者に施術 を行った場合は、当該施術に関し、必要な事項を受領委任に係る施術に関す る施術録に遅滞なく記載させるとともに、施術が完結した日から5年間保存 すること。



施術録の記載、保存

- 施術録は自費に関するものとは別に整理する。
- 施術録は**遅滞なく記載**する。
- 施術録は施術が完結した日から5年間保存する。 よって、施術が完結しない間は廃棄できない。
- いつ、どこで、どうして負傷したのか記載しなければならない。

施術録の記載・整備事項

- 1 施術録の記載項目
- (1) 受給資格の確認
 - ア 保険等の種類
 - ①健康保険(協・組・日) ②船員保険 ③国民健康保険(退)
 - ④共済組合 ⑤後期高齢 ⑥その他
 - イ 被保険者証等
 - ①記号·番号 ②氏名 ③住所·電話番号 ④資格取得年月日
 - ⑤有効期限 ⑥保険者・事業所名称及び所在地 ⑦保険者番号 等
 - ウ 公費負担
 - ①公費負担者番号 ②公費負担の受給者番号
 - エ 施術を受ける者
 - ①氏名 ②性別 ③生年月日 ④続柄
 - 才 一部負担割合
 - O割·1割·2割·3割等
 - ◎以上のことは被保険者証等から転記するほか、必要な事柄は患者から直接聞いて記載する。
 - ◎月初めに適宜、保険証を確認するなど、必要な措置を講ずること。
- (2) 負傷年月日、時間、原因等

正しく聴取して必ず記載すること。

- (1) いつ
- ② どこで
- ③ どうして
- (3) 負傷の状況、程度、症状等 近接部位の場合は、その旨表示又は図示すること。

- (4) 負傷名
 - 算定対象となる負傷名を記載すること。
- (5) 初検年月日、施術終了年月日
- (6) 転帰欄には、治癒、中止、転医の別を記載すること。
- (7) 施術回数
- (8) 同意した医師の氏名と同意年月日
- (9) 施術の内容、経過等

施術月日、施術の内容、経過等を具体的に順序よく記載すること。

初検時相談支援の内容は、①及び②については、簡潔に記載するとともに、③については、 説明した旨を記載すること。

- ① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限、運動制限等)
- ② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明(施術計画等)
- ③ 受領委任の取扱いについての説明(対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証及び明細書(令和4年10月1日以降の施術分から適用)の交付義務、申請書への署名の趣旨等)

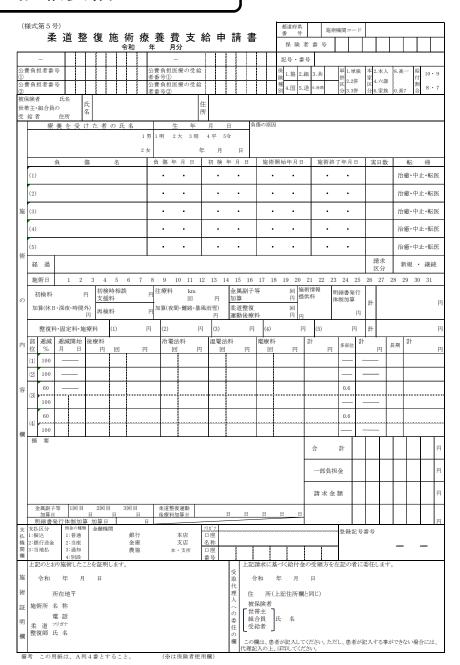
(10) 施術明細

- ① 初検月日、時間外等の表示、初回施術、初検料(加算=休日・深夜・時間外)、往療料 km(加算= 夜間・難路・暴風雨雪)、金属副子等、その他
- ② 再検料、往療料、後療料、罨法料、電療料、明細書発行体制加算(令和4年10月1日以降の施術分から適用)、包帯交換、その他
- ③ 上記について施術後その都度、必要事項及び金額を記入すること。
- ④ 一部負担金、長期・多部位の定額料金等、窓口徴収の金額は正確に記入すること。
- ⑤ 施術所見を記入すること。

- (11)施術料金請求等 請求年月日、請求期間、請求金額、領収年月日
- (12) 傷病手当金請求等 傷病手当金証明に関する控えとして、労務不能期間、施術回数、意見書交付年月日
- 2 施術録の整理保管等
- (1) 施術録は、療養費請求の根拠となるものなので、患者に施術を行った場合には、遅滞なく必要 事項を正確に記入し、保険以外の施術録とは区別して整理し、施術完結の日から5年間保管する こと。
- (2) 施術録は、保険者等から施術内容について調査照会のあった場合は直ちに答えられるよう常時整備しておくこと。

療養費支給申請書の記載要領について

柔道整復施術療養費 支給申請書 (様式第5号)



[4]受領委任の留意事項等

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定及び審査の適正 化を図るため、算定基準の実施上の留意事項等に関する 通知及び疑義等を整理し、平成9年4月に定められた もの。(最終改正 令和4年5月27日)

第1通則(抜粋)

5 療養費の支給対象となる負傷は、**外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫**であり、**内科的原因による疾患は含まれない**こと。なお、介達外力による筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。)については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。

また、**外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すもの**であり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること。

(注) 負傷の原因は、いつ、どこで、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。

第1通則(抜粋)

6 単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は、療養費の支給対象外であること。

7 柔道整復の治療を完了して**単にあんま** (指圧及びマッサージを含む。)のみの治療 を必要とする患者に対する施術は支給対象 としないこと。

第6 施術録について(抜粋)

2 地方厚生(支)局長及び都道府県知事との協定 及び契約又は関係通知等により、保険者等に**施術 録の提示及び閲覧を求められた場合は、速やかに 応じること**。

第7 領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分か る資料について

地方厚生(支)局長及び都道府県知事との協定 及び契約又は関係通知等により、保険者等又は柔 整審査会から、療養費の請求内容に不正又は著し い不当があるかどうか確認するために施術の事実 等を確認する必要がある場合に**領収証の発行履歴 や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及 び閲覧を求められた場合は、速やかに応じるこ**

療養費支給申請上の留意点

• 初検料

- 患者の負傷が治癒した後、同一月内に新たに発生した負傷に対し施術を行った場合の初検料は算定することができる。
- 〇 現に施術継続中に他の負傷が発生して初検を行った場合は、それらの負傷に係る 初検料は合わせて1回とし、1回目の初検のときに算定する。
- 同一の施術所において同一の患者に2以上の負傷により同時に初検を行った場合であっても、初検料は1回とする。
- 〇 患者が任意に施術を中止し、1月以上経過した後、再び同一の施術所において施術を受けた場合には、その施術が同一負傷に対するものであっても、当該施術は初検として取り扱う。
- 患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合は、初検料のみ算定できる。

• 初検時相談支援料

○ 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で 留意すべき事項等をきめ細やかに説明した場合に算定できる。

具体的には、

- ①日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限、運動制限等)
- ②患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明(施術計画等)
- ③受領委任の取扱いについての説明(対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証及び明細書(令和4年10月1日以降の施術分から適用)の交付義務、申請書への署名の趣旨等)
- ④その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援 なお、①及び②については、施術録に簡潔に記載するとともに、③については説明した旨を記載すること。
- 同月内においては、1回のみ算定できる。

また、患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認めるべき徴候のない場合に、初検料のみ算定した場合においては、初検時相談支援料を算定できない。

• 時間外 - 深夜加算

- 休日加算と時間外加算又は深夜加算との重複算定は認められない。
- 時間外加算又は深夜加算は、初検が時間外又は深夜に開始された場合に認められるものであるが、施術所においてやむを得ない事情以外の都合により時間外又は深夜に施術が開始された場合は算定できない。
- 〇 各都道府県の施術所における施術時間の実態、患者の受療上の便宜等を考慮して一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降(土曜日の場合は、午前8時前と正午以降)及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休術日とする施術所における当該休術日とすること。
- 施術時間外でも実態上施術応需の体制をとっているならば、時間外加算は認められない。
- 〇 深夜加算は、深夜時間帯(原則午後10時から午前6時までの間)を施術時間としていない施術所において、緊急やむを得ない理由により受療した患者について算定する。したがって、常態として又は臨時に当該深夜時間帯を施術時間としている施術所に受療した患者の場合は該当しない。
- 施術時間をわかりやすい場所に表示する。

• 休日加算

○ 休日加算の算定の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に 規定する休日であること。

なお、12月29日から1月3日まで(ただし1月1日を除く。)は、年末・年始における地域医療の確保という見地から休日として取扱って差し支えない。

○ 休日加算は、当該休日を休術日とする施術所に、又は当該休日を施術日としている施術所の施術時間以外の時間に、緊急やむを得ない理由により受療した患者の場合に算定できるものとすること。

したがって、当該休日を常態として又は臨時に施術日としている施術所の施術時間内に受療した患者の場合は該当しない。

○ 施術所の表示する休日に往療した場合は、往療料に対する休日加算は算定できない。

• 往療料

- 往療は、往療の必要がある場合に限り行う。
- 往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難 等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施 術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若 しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できない。
- 往療の距離は施術所の所在地と患家の直線距離によって算定する。
- 〇 片道16kmを超える往療については、当該施術所からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により16kmを超える往療をした場合の往療料(施術料を含む。)は、全額患者負担とする。
- 同一の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に算定できないこと。ただし、やむを得ない理由があって、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りではないこと。
- 2戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、柔道整復師の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。ただし、先順位の患家から次順位の患家へ行く途中で、その施術所を経由するときは、第2患家への往療距離は、その施術所からの距離で計算すること。この場合、往療距離の計算は、最短距離となるように計算すること。
- 夜間加算については、後療往療の場合は算定できないこと。

• 再検料

〇 再検料は、初検料を算定する初検の日後最初の後療の日のみ算定できるものであり、2回目以降の後療においては算定できない。

・その他の施術料

骨折の部・不全骨折の部

- 〇 肋骨骨折における施術料金は、左右側それぞれを1部位として所定料金により算 定する。
- 〇 指・趾骨の骨折における施術料は、骨折の存する指・趾1指(趾)を単位として所 定料金により算定し、指・趾骨の不全骨折における施術料金は、1手又は1足を単 位とし所定料金により算定する。
- 関節近接部位の骨折又は不全骨折の場合、同時に生じた当該関節の捻挫に対する施術料金は骨折又は不全骨折に対する所定料金のみにより算定する。

骨折の部・不全骨折の部

- 膝蓋骨骨折の後療については、特に医師から依頼があった場合に限り算定できるものである。この場合の料金は初検料と骨折の後療料等により算定することとし、支給申請書の「摘要」欄に後療を依頼した医師又は医療機関名を付記する。
- 〇 頭蓋骨骨折又は不全骨折、脊椎骨折又は不全骨折、胸骨骨折その他の単純ならざる骨折又は不全骨折については原則として算定できないが、特に医師から後療を依頼された場合に限り算定できる。その場合は、支給申請書の「摘要」欄に後療を依頼した医師又は医療機関名を付記する。
- 肋骨骨折にて喀血し、又は皮下気泡を触知する場合、負傷により特に神経障害を伴う場合、観血手術を必要とする場合、臓器出血を認め又はその疑いがある場合には、必ず医師の診療を受けさせるようにする。

脱臼の部

- 〇 指·趾関節脱臼における施術料金は、脱臼の存する指·趾1指(趾)を単位として所 定料金により算定する。
- 〇 顎関節脱臼は左右各1部位として算定して差し支えないが、同時に生じた同側の 顔面部打撲に対する施術料金は、脱臼に対する所定料金のみにより算定する。

打撲・捻挫の部

- 〇 打撲・捻挫の施術が初検の日から3月を超えて継続する場合は、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした「長期施術継続理由書」を支給申請書に添付する。ただし、施術が3月を超えて継続する場合について、1月間の施術回数の頻度が高い場合は、長期施術継続理由書に、負傷部位ごとに、症状及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由を記載する。
- 〇 指・趾の打撲・捻挫における施術料は、1手又は1足を単位として所定料金により 算定する。
- 〇 打撲の部においては、顔面部、胸部、背部(肩部を含む。)及び殿部は左右合わせて1部位として算定する。

打撲・捻挫の部

- 〇 肩甲部打撲は、背部打撲として取扱うものである。なお、肩甲部打撲の名称を使用しても差し支えないが、肩甲部及び背部の2部位として取扱うものではない。
- 筋又は腱の断裂(いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。)については、打撲の部の所定料金により算定して差し支えない。
 - ・ 支給の対象は、介達外力による筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれ)であって柔道 整復師の業務の範囲内のものとする。

なお、打撲及び捻挫と区分する必要があることから、支給申請書に記載する負傷名は挫傷として差し支えない。

- 算定部位は次のものに限る。
 - 1)胸部挫傷 2)背部挫傷 3)上腕部挫傷 4)前腕部挫傷
 - 5)大腿部挫傷 6)下腿部挫傷
- ・ 胸部及び背部は、左右合わせて1部位として算定する。

- 〇 近接部位の算定方法
 - 頸部、腰部又は肩関節のうちいずれか2部位の捻挫と同時に生じた背部打撲(肩部を含む。)又は挫傷に対する施術料は、捻挫に対する所定料金のみにより算定する。
- 左右の肩関節捻挫と同時に生じた頸部捻挫又は背部打撲に対する施術料は、左右の肩関節捻挫に対する所定料金のみにより算定する。
- 〇 顎関節の捻挫は、捻挫の部の料金をもって左右各1部位として算定して差し支えないが、同時に生じた同側の顔面部打撲に対する施術料は、捻挫に対する所定料金のみにより算定する。
- 指・趾骨の骨折又は脱臼と同時に生じた不全骨折、捻挫又は打撲に対する施術 料は、骨折又は脱臼に対する所定料金のみにより算定する。

○ 関節近接部位の骨折の場合、同時に生じた当該骨折の部位に最も近い関節の 捻挫に対する施術料は、骨折に対する所定料金のみにより算定する。

また、関節捻挫と同時に生じた当該関節近接部位の打撲と挫傷に対する施術料は、別にその所定料金を算定することなく、捻挫に対する所定料金のみにより算定する。この場合の近接部位とは、次の場合を除き、当該捻挫の部位から上下2 関節までの範囲のものである。

- ① 手関節捻挫と前腕部打撲又は挫傷(上部に限る。)
- ② 肘関節捻挫と前腕部打撲又は挫傷(下部に限る。)
- ③ 肘関節捻挫と上腕部打撲又は挫傷(上部に限る。)
- ④ 肩関節捻挫と上腕部打撲又は挫傷(下部に限る。)
- ⑤ 足関節捻挫と下腿部打撲又は挫傷(上部に限る。)
- ⑥ 膝関節捻挫と下腿部打撲又は挫傷(下部に限る。)
- ⑦ 膝関節捻挫と大腿部打撲又は挫傷(上部に限る。)
- ⑧ 股関節捻挫と大腿部打撲又は挫傷(下部に限る。)
- ※ 上部、下部とは、部位を概ね上部、幹部、下部に三等分した場合のものである こと。

• 罨法料

〇 骨折又は不全骨折の受傷の日から起算して8日以上を経過した場合であっても、整復又は固定を行った初検の日は、温罨法料の加算は算定できない。また、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の受傷の日より起算して6日以上を経過して整復又は施療を行った初検の日についても算定できない。

ただし、初検の日より後療のみを行う場合は算定して差し支えない。

○ 温罨法と併せて電気光線器具を使用した場合の電療料の加算は、柔道整復師の業務の範囲内において低周波、高周波、超音波又は赤外線療法を行った場合に 算定できる。

なお、電気光線器具の使用は、柔道整復業務の範囲内で行われるものに限られる。

・ 施術部位が3部位以上の場合の算定方法

- 多部位逓減は、骨折、不全骨折、脱臼、捻挫及び打撲の全てのものが対象となる。
- 〇 3部位目の施術部位については、所定料金に逓減率を乗じた額を算定し、4部位 目以降の施術に係る後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料については、3部位 目までの料金に含まれる。

なお、多部位の負傷の施術中、特定の部位に係る負傷が先に治癒し、施術部位数が減少した場合は、減少後の施術部位数に応じた逓減率を乗じた額を算定する。

- 逓減率が変更されるのは他の部位が治癒したことによる場合のみであり、3部位以上の施術期間中、その日に2部位のみについて施術するような場合は逓減率は変更されない。
- 施術録には、4部位目以降の負傷名も含め記載する。
- 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行う。

長期施術の場合の算定方法

- 長期に係る減額措置については、各部位ごとにその初検日を含む月(ただし、 初検の日が月の16日以降の場合にあっては当該月の翌月)から起算する。
- 〇 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行う。

• 金属副子等加算

- 金属副子等加算の対象となるのは、使用した固定部品が金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子(以下「金属副子等」という。)である場合に限る。
- 〇 骨折、脱臼の整復及び不全骨折の固定に際し、特に施療上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合に、整復料、固定料又は後療料の加算として算定できる。

なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2回まで後療料に加算できることとし、金属副子等を使用又は交換した日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載する。

- 金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数にかかわらず、算定できる ものであること。なお、交換にあっては、
 - ① 負傷部位の状態の変化により金属副子等の大きさや形状の変更が必要となった場合
 - ② 金属副子等が破損した場合 ③ 衛生管理上、交換が必要となった場合であり、単なる交換の場合は算定できないものである。

また、交換が必要となった理由を施術録に記載する。

○ 金属副子等加算の所定金額には、金属副子等の費用及び包帯等の費用が含まれているものである。

• 柔道整復運動後療料

- 〇 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした 各種運動を行った場合に算定できるものである。
- 柔道整復運動後療料は、1日につき320円とする。
- 柔道整復運動後療料の算定は、後療時に運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行った場合に、負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月(歴月)に5回を限度として算定できるものである。
- 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、 当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に 算定できるものである。
- 当該負傷の日が月の16日以降の場合には、当該月について算定は認められない。
- 1日における柔道整復運動後療料は、各種運動を行った部位数、回数を考慮しないものである。
- いわゆるストレッチングについては、柔道整復運動後療料を認められない。
- 柔道整復運動後療料の算定となる日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載する。

• 施術情報提供料

- 施術情報提供料は、骨折、不全骨折又は脱臼に係る柔道整復師の応急施術を受けた患者について、保険医療機関での診察が必要と認められる場合において、当該患者が、柔道整復師の紹介に基づき、実際に保険医療機関に受診した場合に、紹介状の年月日が初検日と同一日である場合に限り算定できる。
- 紹介に当たっては、柔道整復師は事前に紹介先の保険医療機関と調整の上、「施術情報提供紹介書」を作成し、患者又は紹介先の保険医療機関に交付しなければならないものである。また、交付した文書の写しを施術録に添付しておくとともに、請求にあっては、支給申請書に同文書の写しを添付する。
- 紹介先の保険医療機関については、骨折等の診療に適切と認められる診療科(例えば整形外科等)を標榜する保険医療機関とする。
- レントゲン撮影のために保険医療機関に紹介した場合及びレントゲンの撮影を保 険医療機関に依頼した場合については、算定できない。
- 柔道整復師が骨折、不全骨折又は脱臼であると判断して応急施術を行い、保険医療機関に紹介した場合であっても、紹介先の保険医療機関において骨折等でないと 診断された場合は、やむを得ない場合を除き、原則として算定できない。

• 施術情報提供料

〇 保険医療機関に紹介した患者について、一定期間の治療後に医師の指示により再 度柔道整復師に後療を依頼された場合については、初検料は算定できない。 なお、この場合、後療料等を算定できる。

• 明細書発行体制加算

〇 明細書発行体制加算は、明細書を無償で交付する施術所である旨を、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、施術所の所在地の地方厚生(支)局長に届け出た上で、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合に、令和4年10月1日以降の施術分から、算定できる。

なお、明細書を無償で交付する施術所でなくなった場合は、速やかに、その旨を施 術所の所在地の地方厚生(支)局長に届け出ること。

明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号は、厚生労働省のホームページに掲載する。

〇 明細書発行体制加算は、同月内においては1回のみ算定できる。なお、患者の求めに応じて明細書を1ヶ月単位で交付することもできるが、複数月分の明細書を1ヶ月単位で交付した場合であっても、明細書発行体制加算は同月内においては1回のみの算定に限る。

[5]療養費算定基準額等の改定等

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

〇受領委任の届け出又は申し出の際、施術管理者又は開設者が反社会的勢力に該当しないこと等を「誓約書」(様式第2号の3)により表明し、届け出る(申し出る)こととされました。

〇なお、開設者の変更があった場合も同様に「誓約書」の提出が必要となります。

協定書又は受領委任の取扱規程 10(反社会的勢力の排除)

- 10 9の届け出(申し出)に当たっては、会員(柔道整復師)は、以下に掲げる項目に該当しないことを表明し、様式第 2号の3により、都道府県柔道整復師会長を経由し(会員の場合のみ)、施術所の所在地の厚生(支)局長と都道府県 知事に届け出る(申し出る)こと。
- (1)施術管理者又は開設者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以 下同じ。)である者
- (2) 施術管理者又は開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (5) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 施術管理者又は開設者が、暴力的な要求行為を行う者
- (7) 施術管理者又は開設者が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (8) 施術管理者又は開設者が、受領委任の取扱いに関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (9) 施術管理者又は開設者が、偽計又は威力を用いて受領委任の取扱いの業務を妨害する行為を行う者
- (10) 施術管理者又は開設者が、その他(6)から(9)の各号に準ずる行為を行う者

○施術管理者又は開設者が次の事項に該当する場合、受領委任の取扱いを 中止することとなります。

協定書又は受領委任の取扱規程 15(受領委任の取扱いの中止)

(略)

(3) 施術管理者又は開設者について、10の届け出(申し出)に虚偽があったとき、届け出(申し出)に反したとき又は 10に規定する各項目のいずれかに該当するに至ったとき。(勤務する柔道整復師を除く。)

(4)(略)

様式第2号の3 (誓約書)の例

(様式第2号の3)

誓 約 書

私(受領委任の施術管理者及び開設者)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。 また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 受領委任を取扱う者として不適当な者

- (1) 施術管理者又は開設者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以 下同じ。) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者
- (2) 施術管理者又は開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用す るなどしている者
- (3) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協 カし、若しくは関与している者
- (4) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (5) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 受領委任を取扱う者として不適当な行為をする者
 - (6) 施術管理者又は開設者が、暴力的な要求行為を行う者
 - (7) 施術管理者又は開設者が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (8) 施術管理者又は開設者が、受領委任の取扱いに関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (9) 施術管理者又は開設者が、偽計又は威力を用いて受領委任の取扱いの業務を妨害する行為を行う者
 - (10) 施術管理者又は開設者が、その他(6)から(9)の各号に準ずる行為を行う者

(フリガナ)

受領委任の施術管理者氏名

明・大・昭・平・令 年 月 日生 性別:男・女

(フリガナ)

印 明·大·昭·平·令 年 月 日生 性別:男·女

開設者氏名 住所

注 開設者氏名は、開設者と施術管理者が同一人の場合は「同上」と記入すること。

(この届け出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都道府県事務所)へ提出してください。)

柔道整復師の施術料金について

- 厚生労働省保険局長通知等により決定
- 令和4年6月1日以降の施術分からに往療料の見直しが行われた。
 往療料 4km超2,550円
 (4kmまでは変更なし(2,300円))
- ・ 令和4年10月1日以降の施術分から、一部の施術所(明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している、常勤職員(柔道整復師以外の事務職員等も含む。)3人以上の施術所)において明細書の無償発行が義務化され、明細書発行体制加算(月1回に限り13円を算定)が新設された。

明細書発行体制加算を請求する場合は、事前に地方厚生(支)局長への届出が必要。

※「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

(令和4年5月27日付保発0527第3号 保険局長通知)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正に伴う主な改正点

※ 柔道整復師の施術に係る療養費に関する通知が改正され、往療料については令和4年6月1日から、明細書 発行体制加算については令和4年10月1日から適用。

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前				
改 正 後 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 初検、往療及び再検 1.初 検 料 1,520円 2.初検時相談支援料 100円 3.往 療 料 2,300円 4.再 検 料 410円 注1.・2.(略) 3.往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。 4.~6.(略) 備考1.~8.(略) 9.患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出た施術					
する施術所である旨をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、13円を算定する。					

[6]受領委任の取扱い関係

受領委任の取扱いについて

• 受領委任の留意点

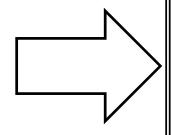
- 〇協定、契約いずれの場合でも受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、「受領委任の取扱い」に定める事項を 遵守することについて確約しなければならないこと。
- 〇確約を行った柔道整復師は、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師から、保険施術の取扱いに定める事項を遵守し、受領委任の取扱いに係る施術並びに指導・監査の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について届け出る(申し出る)こと。

これにより登録又は承諾がなされることになる。

〇届け出又は申し出を行っていない勤務柔道整復師が行った施術については、受領委任の取扱いはできません。

受領委任の取扱いは、取扱規程等を遵守することを確約し、地方厚生(支)局長、都道府県知事と施術管理者である柔道整復師本人が協定、契約を締結する。

開設者との協定、契約の締結ではありません。



不正、不当な請求があった場合等の責任は、 施術管理者である柔道整復師及び施術所の 開設者が負います。

(参考)

令和4年3月22日(保発0322第4号)「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正のとおり、施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認められる患者について保険者等が受領委任の取扱いを中止し、当該患者に対する施術を償還払いに変更出来ることとなりました。

当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、保険者等が償還払い変更通知を送付することになり、償還払い変更通知が当該患者に到着した月の翌月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更することとなっています。

・施術の担当方針

協定書、規程 第3章16(施術の担当方針)

施術管理者及び勤務する柔道整復師は関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に柔道整復に係る施術(以下「施術」という。)を行うこと。この場合、施術は、被保険者又は被扶養者である患者(以下「患者」という。)の療養上妥当適切なものとすること。また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

さらに、施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品(いわゆる紹介料)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

- 関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に施術する。
- 施術は、患者の療養上適切なものとする。
- 経済上の利益の提供により患者を誘引しない。

・施術の方針

協定書、規程 第3章25(施術の方針)

施術管理者及び勤務する柔道整復師は、施術の必要があると認められる負傷に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針によること。

(1) 施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること。

また、療養費の支給対象等、療養費を請求する上での注意事項について説明をすること。

(2) 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること。

・施術の方針

(3) 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りでないこと。

この場合、同意を求めることとしている医師は、原則として当該負傷について診療を担当している医師とするが、当該医師の同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、この限りではないこと。

(4) 柔道整復師法等関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること。

届出が必要となる事項(例)

- 施術所の住所、電話番号等が変更となった場合
- 施術所名称が変更となった場合
- 施術所を廃止する場合
- 新たに柔道整復師を雇用(が勤務)する場合
- 雇用している(勤務している)柔道整復師が退職する場合
- 受領委任の取扱いを辞退する場合 など
 - 注)登録又は承諾施術所が移転となった場合には、改めて「確約」及び「受領 委任の届け出(申し出)」の手続きが必要となります。

※届出に必要な用紙は地方厚生(支)局公式ウェブページに掲載中です。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/_OOO_/

「保険医療機関、保険医等」→「柔道整復師の方へ」(通知・届出様式等)

今一度ご確認願います!

- 柔道整復師の施術にかかる療養費関係等の厚生労働省から発出される各種通知等は厚生労働省ウェブページでも確認できます。
- ※ウェブページアドレス (https://www.mhlw.go.jp/)

厚生労働省ウェブページ⇒政策について⇒分野別の政策一覧 ⇒健康・医療⇒医療保険⇒施策情報⇒療養費について

〇「受領委任の取扱規程」、「柔道整復師の施術に 係る算定基準の実施上の留意事項」等に基づ き、施術を行ってください。

[7]施術管理者になるための要件

平成30年4月から、

柔道整復療養費の受領委任を取扱う

「施術管理者」の届出※の際 は、

実務経験と研修の受講が要件となりました。

※個人契約の場合は「申出」以下、同じ。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件について、これまでは柔道整復師の資格のみとされていましたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」が加わりました。

実務経験の期間について

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定められています。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間		
平成30年4月から令和4年3月までに届出する場合	1年間 の実務経験		
令和4年4月から令和6年3月までに届出する場合	2年間の実務経験		
令和6年4月以降 に届出する場合	3年間 の実務経験		

研修の時間・内容について

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容			
16時間以上 2日間程度	(1)職業倫理について	(3)適切な施術所管理		
	(2)適切な保険請求	(4)安全な臨床		

実務経験の期間の証明について

柔道整復師が実務に従事した登録施術所等の管理者(開設者、

施術管理者又は保険医療機関の管理者)は、実務経験期間の証明を求められた場合は実務経験期間証明書の必要欄に記入し、手交すること。

■ 当該登録施術所等に勤務を希望する柔道整復師に対し、関係 法令等を遵守した上で、不利益な取扱いを行わないこと。



- 上記の規定に違反していると認められるときは、地方厚生 (支)局長は施術所等の管理者に対し、実務経験期間の証明 の改善に関し必要な措置を求める。
- 登録施術所の管理者における虚偽証明の事実が認められたときは、受領委任の取扱いの中止とすることができる。

別紙様式1

実務経験期間証明書

次の者は当施設において、柔道整復師として実務に従事したことを証明します。

氏名									
生年月日	昭和 · 平成	年	月	B					
従事期間	昭和 • 平成 • 令和	年	月	B	~	昭和 • 平成 • 令和	年	月	B
		年	カ月						

令和 年 月 日

施設名

登録記号番号(又は医療機関コード)

所在地

Tel. —

管理者職名 及び氏名

- (注) 1. 柔道整復師としての実務経験期間を記載すること。
 - 2. 虚偽の証明を行ったときは、受領委任の取扱いの中止又は中止相当となります。

研修の受講について

- 登録を受けた研修機関において、16時間以上、2日間 程度の研修を受講する必要がある。
- 研修修了証の有効期間は5年間

受領委任を取扱う施術管理者の届出(申出)について

- 初めて施術管理者となる柔道整復師だけではなく、すでに施術管理者となっている柔道整復師が別の施術所で施術管理者となる場合であっても、実務経験期間証明書と研修修了証の写しの提出が必要となる。
 - ※施術所所在地の変更や「協定⇔契約」の変更で、届出 (申出)の以前から引き続き施術管理者となる場合を除く。

[8]指導、監査

柔道整復施術療養費に関する指導、監査について

地方厚生(支)局及び都道府県は、平成22年5月24日付保発0524第2号の「柔道整復師の施術に係る療養費について」の受領委任の取扱規程及び平成11年10月20日老発第683号・保発第145号別添2の「柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱」に基づき、次の柔道整復師(当該柔道整復師が所属する施術所の開設者及び施術所に勤務する他の柔道整復師を含む。)に対して、指導又は監査を行います。

〇 集団指導

- ・概ね1年以内に受領委任の取扱いを登録又は承諾した 柔道整復師
- 受領委任の規程等の内容を遵守させる必要があると認められる柔道整復師

〇 個別指導

- 受領委任の規程等に違反しているものと認められる柔道整復師
- ・柔道整復療養費審査委員会、保険者及び患者等からの情報に基づき指導が必要と認められる柔道整復師
- ・個別指導の結果、経過観察の対象となり、改善が認められない柔道整復師又は改善状況の確認を要する柔道整復師
- 柔道整復療養費審査委員会又は保険者から、不正又は著しい不当の事実が認められた請求として、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分あるものの情報提供があった柔道整復師を優先的に選定

〇 監 査

- 療養費の請求内容が不正又は著しい不当なものであるとの 疑義が認められる柔道整復師
- ・個別指導の結果、監査の対象となった柔道整復師又は正当な理由がなく個別指導を拒否した柔道整復師
- ・柔道整復療養費審査委員会又は保険者から、不正又は著しい不当の事実が認められた請求として、客観的な証拠があるものが複数患者分の情報提供があり、証拠が揃っている場合

●協定書、規程 第8章41(指導・監査)

開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、地方厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。



指導、監査

● 指導や監査に応じるのは受領委任の取扱いをしている 柔道整復師の義務です。

個別指導について

- 〇個別指導の対象となる主なケース
 - ■保険者、被保険者等から施術内容又は療養費請求に関する 情報提供があった場合

(事例)

- ◇患者等からの情報提供(医療費通知、施術内容への疑義等)
- ◇事務職員等からの内部告発

(参考)厚生局各事務所に寄せられた情報提供件数

平成30年度 516件 令和元年度 549件

令和2年度 302件

施術内容への疑義・不信感等

〇地方厚生(支)局へ寄せられた情報等 (事例)

- 医療費通知による施術実日数が実際に施術を受けた日数と 異なる。
- 療養費支給申請書の殆どが3部位以上の負傷名による請求であり、請求に疑問が残る。
- •同月初検、同月治癒が画一的に行われている。
- 数年前に施術を受けたことがあり、その後は施術を受けていないが、その施術所に係る医療費通知がきた。
- ■一部負担金が一律100円や300円といった定額で、領収証も発行されない。
- 一部負担金の徴収を行っていない。

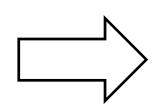
医療費通知について

・ 国民健康保険などの各医療保険者において、被保険者に健康に対する認識を深めてもらうことを目的として、医療費通知が送付されています。

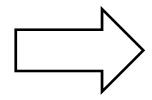
【記載されている事項例】

- 〇 施術年月 〇 施術を受けた患者名
- 〇 施術所の名称
- 〇 施術日数
- 療養費の金額(一部負担金を含む)など

医療費通知が端緒となって、付増請求、架空請求などの不正請求が明るみになるケースがあります。

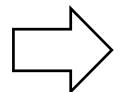


<u>ルールを守り、適切な請求を</u> すること!



持続可能な医療保険制度を守ることにつながります。

一部負担金の減免又は超過して徴収はできません!



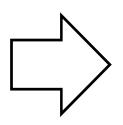
, 一部負担金の減免又は超過して徴収した場合は、 受領委任の取扱規程違反となる。

(第3章19 療養費の算定、一部負担金の受領等)

* 施術管理者は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険 局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」により 算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、 船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一 部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとすること。

なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免 又は超過して徴収しないこと。(抜粋)

領収証及び明細書の交付が必要です!



領収証及び明細書の交付がない場合は、受領委任 の取扱規程違反となる。(※)

※ 領収証については全ての施術所、明細書については明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3 人以上である施術所に交付が義務付けられている。

(令和4年10月1日以降の施術分から適用)

(第3章20 領収証及び明細書の交付)

*患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3人以上である施術所においては、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。(抜粋)

領収証様式

(別紙様式1)

領 収 証

保険分合計	円
① 一部負担金	円
② 保険外	円
合計金額 (①+②)	円

令和 年 月 日

上記合計金額を領収いたしました。

住所

施術所名

氏名

電話

明細書様式

	<初検料・再検料等>		
	初検料	円	
	初検時相談支援料	円	
	再検料	円	
	<施術情報提供料>	円	
	<往療料>	円	
保険分	<施術料等>		(負傷カ所)
	整復・固定・施療料	円	<u>カ所</u>
	後療料	円	
	温罨法料	円	
	冷罨法料	円	
	電療料	円	
	金属副子等加算	円	
	柔道整復運動後療料	円	
	<明細書発行体制加算>	円	
	<その他>	円	
	計	田	
	① 一部負担金	円	
	② 保 険 外	円	
	合計金額 (①+②)	円	

令和 年 月 日

住 氏 名

領収証兼明細書様式

(別紙様式3)

領収証兼明細書

様

	<初検料・再検料等>								
	初検料	円							
	初検時相談支援料	円							
	再検料	円							
	<施術情報提供料>	円							
保険分	<往療料>	円							
	<施術料等>								
	整復・固定・施療料	円							
	後療料	円							
	温罨法料	円							
	冷罨法料	円							
	電療料	円							
	金属副子等加算	円							
	柔道整復運動後療料	円							
	<明細書発行体制加算>	円							
	<その他>	円							
	計	円							
	① 一部負担金	円							
	② 保 険 外	円							
	合計金額 (①+②)	円							

(負傷カ所)

カ所

令和 年 月 日

住 氏 名

領収証兼明細書様式

(月一回)

(別紙様式4)

領収証兼明細書 (令和 年 月分)

様 (枚中 枚目)

	施術日	令和	年	月	B	令和	年	月	日												
	負傷力所				ヵ所																
	<初検料・再検料等>	_																			_
	初検料				円				円				円				円				円
	初検時相談支援料				円				円				円				円				円
	再検料				円				円				円				円				円
	<施術情報提供料>				円				円				円				円				円
	<往療料>				円				円				円				円				円
	<施術料等>																				
保	整復・固定・施療料				円				円				円				円				円
冷	後療料				円				円				円				円				円
	温罨法料				円				円				円				円				円
	冷罨法料				円				円				円				円				円
	電療料				円				円				円				円				円
	金属副子等加算				円				円				円				円				円
	柔道整復運動後療料				円				円				円				円				円
	<明細書発行体制加算>																				
	<その他>				円				円				円				円				円
	計				円				円				円				円				円
	① 一部負担金				円				円				円				円				円
	② 保 険 外				円				円				円				円				円
	合計金額 (①+②)				円				円				円				円				円

発行日 令和 年 月 日

住所

氏名

個別指導について

●措置

・経過観察

療養費の請求内容等が妥当適切でないが、その程度が軽微である場合又は以後改善が期待できる場合

なお、経過観察の結果、改善が認められない場合又は改善状況の確認を要する場合は、施術管理者等に対して指導を行う

・監査

療養費の請求内容等が著しく妥当適切でない 場合

- 監査を実施した場合、次の措置を求めることがあります。
- ・療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められた場合は、<u>受</u> **領委任の取扱いを中止する。**なお、受領委任の取扱いの中止は、次の基準 によって行う。
 - ア 故意に不正又は著しい不当な療養費の請求を行ったもの
 - イ 重大な過失により、不正又は著しい不当な療養費の請求 をしばしば行ったもの
- ・不正又は不当な請求を行った柔道整復師に対し、その返還すべき金額(請求時から原則として5年間を経過しないものをいう。)を速やかに保険者に返還するように指導を行う。

監査の結果、受領委任の取扱いが中止となった場合

- ① 5年間は受領委任の取扱いが出来なくなる。
- ② 償還払いとなるため患者から全額負担を求めることになる。

監査対象とは(例)

- ・実際には行っていない施術を行ったものとして療養費の 請求を行っている疑いがあるもの(架空請求)
- ・実際に行った施術に行っていない施術を付増して療養費 の請求を行っている疑いがあるもの(付増請求)
- ・実際に行った施術内容を施術料金の高い他の施術内容に振り替えて療養費の請求を行っている疑いがあるもの (振替請求)
- 保険で施術できない負傷等を保険扱いのできる負傷に替えて療養費の請求を行っている疑いがあるもの (保険対象外施術の請求)

- ・自費で施術したものを保険での施術扱いにして療養費の 請求を行っている疑いがあるもの(二重請求)
- ・柔道整復師以外の従事者が施術を行っている疑いがあるもの(無資格)
- ・施術管理者の出勤の実態がない疑いがあるもの(名義貸し)
- ・施術録に施術内容の記載がなく、療養費の請求内容に 不正又は著しい不当が疑われるもの
- 刑事事件等となっており、調査の結果、療養費の請求内容に不正又は著しい不当が疑われるもの

- 新聞報道等があり、調査の結果、療養費の請求内容に不 正又は著しい不当が疑われるもの
- 保険者・被保険者等から情報が寄せられ、調査の結果、療養費の請求内容に不正又は著しい不当が疑われるもの
- 個別指導の結果、柔道整復療養費の請求内容が著しく妥当 適切でないもの
- 正当な理由がなく個別指導を拒否したもの
- ※「不正」とは、いわゆる詐欺、不法行為にあたるようなものをいい、「不当」とは算定要件を満たさないものをいう

監査の結果受領委任の 取扱いが中止となった場合

- ・不正又は著しい不当の事実が認められた場合は受領委任の取扱いを中止され、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができない
- ・不正・不当に請求した療養費は、全額保険者へ返還する
- 受領委任の取扱いの中止を行ったものは報道機関に公表する
- ・行政処分の対象となる(免許の取消、停止)
- ・刑事告発の対象となる 等

【参考】

〇改定関連通知

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

(令和4年5月27日 保発0527第2号保険局長通知)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

(令和4年5月27日 保発0527第3号保険局長通知)

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」の一部改正について (令和4年5月27日 保医発0527第1号保険局医療課長通知)
- 「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

(令和4年5月27日 保医発0527第2号保険局医療課長通知)

「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」の一部改正について

(令和4年5月27日 保医発0527第3号保険局医療課長通知)

〇療養費の取扱いQ&A通知

・柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について (平成22年6月30日、平成23年3月3日、平成25年4月24日、平成25年6月11日、平成29年11月2日、平成30年5月24日、 平成30年8月9日、令和2年6月19日、令和4年3月22日、令和4年5月27日 保険局医療課事務連絡)

*厚生労働省及び〇〇厚生(支)局公式ウェブページに掲載中